

在外投票のお知らせ】

4月の補欠選挙では、山口県選出議員の補欠選挙が行われる予定です。

在外公館投票は4月13日（土）の予定です（1日のみ）。

当館は在外選挙を実施しない予定ですが、管内に在住の方で山口県内の選挙管理委員会に登録されている方は、以下の投票方法により投票が可能です。

詳しくは、大使館電話：222-9265までお問い合わせください。

＜在外公館投票以外の投票方法＞

1. 郵便投票

郵便投票を希望される方は、今すぐ選挙管理委員会に選挙人証を同封して投票用紙等の請求を行うことをお勧めします。

（インターネットの場合は、リンク設定）請求書はこちらからダウンロードできます。：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

3月15日以降に投票用紙が直接選挙人の住所宛に発送されますので、投票用紙が届いたら、4月11日以降に記入して、選挙管理委員会に返送してください。投票用紙は、4月28日までに選挙管理委員会に届くよう返送してください。

2. 日本国内での投票

投票時期に一時帰国される方、帰国後、転入届を出されてから3か月以内の方は、在外選挙人証により日本国内での投票もできます。詳しくは登録先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 参院選の広報

本年7月に参院選通常選挙が予定されています。

在外投票には事前に登録が必要です。

登録手続には2、3か月かかることがありますので、手続きはお早めに。

詳しくは在外公館にお問い合わせ頂くか、外務省ホームページを御覧ください。